

紋別市認証材活用共同住宅等助成事業補助金交付要綱

平成31年3月28日
産業部長 決裁

(目的)

第1条 この要綱は、SGEC認証森林から産出された木材の積極的な活用を図り、川上から川下まで認証材の流通を加速させるため、SGEC認定事業者である工務店を活用し、認証材を使った「認証の家」を建設することで、広く市民へ認証材の普及を図るとともに、「地材地消」を進め市内経済の活性化を図ることを目的として、紋別市認証材活用共同住宅等助成事業（以下「事業」という。）について必要な事項を定めることとし、補助金の交付については、紋別市補助金等交付規則(平成9年規則第13号)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、次に定めるところによる。

- (1) 「共同住宅等」とは、紋別市内（以下「市内」という。）に建てられた、主として居住の用に供する木造家屋で、建築基準法に定められた構造及び法令を有する共同住宅及び長屋及び寄宿舎をいう。
- (2) 「認証材」とは、SGEC認証森林から産出された木材を、SGEC認定事業者である製材所で加工され、各証明書が発行された木材及び製品をいう。
- (3) 「認定工務店等」とは、市内に事務所を置き住宅の施工を行うSGEC認定事業者をいう。

(補助の対象)

第3条 この要綱において、事業の補助対象者は、次の各号に掲げる要件をすべて満たす住宅の建設に係る建主及び認定工務店等とする。

- (1) 共同住宅等の建主は、市内に居住している者であること
- (2) 新築、増築又は改築された共同住宅等であること。
- (3) 認証材を3㎡以上使用していること。
- (4) 申請者は、市税その他、市に対する債務の履行を遅滞していないこと。
- (5) 建設業の許可を受けた認定工務店等により建設された住宅であること。
- (6) その他別に定める認定基準によること。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、次の各号により算定した金額の合計とし、1戸当りの上限額は30万円とし、1棟当りの上限額は1戸当りの上限額に戸数を乗じて算出した額とする。

- (1) 認証材1㎡あたり3万円を助成する。
- (2) 内装材等森林認証製品1㎡あたり3千円を助成する。

(補助金の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書（別記第1号様式）に、必要な書類を添付して市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第6条 市長は、第5条の規定により、申請書を受理したときは、その内容を審査し、補助の可否を決定しなければならない。

(実績報告書等の提出)

第7条 補助金の交付決定を受けた者は、補助事業が完了したときは、実績報告書（別記第18号様式）に関係書類を添付して、当該年度の末日までに市長に提出しなければならない。

（補助金額の確定）

第8条 補助金の確定は、事業完了後提出される事業実績報告書（別記第18号様式）により確定するものとする。

（補助金の返還）

第9条 市長は、虚偽、その他不正の手段により、補助金を受けた者があるときは、補助金を受けた者に対し、補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

（その他）

第10条 この要綱に定めるほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

（この要綱の失効）

2 この要綱は、平成34年3月31日限り、その効力を失う。

紋別市認証材活用共同住宅等助成事業補助金交付事務取扱要領

(趣旨)

第1条 紋別市認証材活用共同住宅等助成事業補助金(以下「補助金」という。)の交付に関しては、紋別市認証材活用共同住宅等助成事業補助要綱(平成31年3月28日産業部長決裁。以下「要綱」という。)に定めるもののほか、この要領によるものとする。

(補助金交付申請)

第2条 補助金交付申請には、次の書類を添付しなければならない。

- ア 『緑の循環』認証会議(SGEC)の認証林産物取扱認定事業体認定書の写し
- イ 認証材、認証製品使用計画、認証の家PR実行計画を記した書類
- ウ 建物の建築位置が確認できる図面
- エ 建物の敷地の地番及び建物の配置が確認できる図面
- オ 建物の敷地の土地登記簿謄本
- カ 建物の敷地が借地である場合には、土地所有者の承諾書
- キ 建物の平面図及び立面図
- ク 法令の規定に基づき許可又は届け出等を要する場合には、当該許可書又は受理書等の写し
- ケ 申請者の納税証明書の写し
- コ 建築基準法の規定による確認済証の写し。ただし、建物の位置が都市計画区域外の場合にあっては、別に定める設計審査申請にかかる審査済証の写し。

(工事の着手届)

第3条 工事に着手する時は、工事着手届を提出するものとする。

(2) 前項の着手届には、次の書類を添付しなければならない。

- ア 建設予定箇所の写真

(認証材活用住宅PRに係る協力体制)

第4条 認証材活用住宅として、以下のことについて協力を惜しまないこと。

- ア 住宅建築中に、のぼり・パネル等を設置し、森林認証制度と森林認証材・製品の啓蒙普及に努めること
- イ 上記に係る実施計画は、補助金申請書に明記すること

(工事の完成届)

第5条 工事が完成した時は、工事完成届を提出するものとする。

(2) 前項の完成届には、次の書類を添付しなければならない。

- ア 住宅完成写真

(事業実績報告)

第6条 完成後、事業実績報告書を提出するものとする。

(2) 前項の実績報告書には、次の書類を添付しなければならない。

- ア 当該建物に係る登記簿謄本
- イ 建築基準法の規定による検査済証の写し。ただし、建物の位置が都市計画区域外の場合にあっては、別に定める竣工現場検査申請にかかる竣工済証の写し。
- ウ 認証材、認証製品使用実績、認証材活用住宅PR実行実績がわかる書類

附 則

この要領は交付の日から施行する。